

速報第3339号 R3.6.30発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	3年・2定 予算特別委員会 6月29日	質 問 者	真下 紀子 委員 日本共産党 (旭川市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 校則の見直し等について</p> <p>子どもの成長にとって理不尽な、また、人権を侵害するような校則や生徒心得など、いわゆる「ブラック校則」に社会的批判が集まり、6月8日、文科省は、校則の見直し促進の通知を出しました。道立高校では、校則に関する実態調査はこれまで行われておらず、公表は少数で、未だ多くが明らかになっていません。そのため、不合理な校則に声を上げにくい状況があるといえます。校則によって、必要以上の管理教育を子どもに押し付けている実態を把握し、改善していくため、以下、質問してまいりたいと思います。</p> <p>(一) 社会問題となっている校則への課題認識について</p> <p>先の一般質問で、知事は、「校則の内容が『必要かつ合理的な範囲』を逸脱しているとの指摘を受けることもある」と言及しておりましたが、道教委は、校則がいまなぜ社会問題となっているとお考えか、まず、伺います。</p> <p>(二) 校則見直しへの姿勢について</p> <p>道教委は、2019年12月に「校則の積極的な見直し」の通知を發出しておりますが、22年度から成年年齢18歳に引き下げへの対応にとどまり、これまで校則を見直しする進捗状況を把握してこなかったこととなります。これが、校則への問題意識がうすくて、そして、校則の見直しに消極だった姿勢ではないかと受け止められております。道教委が行う現状把握は、全校が対象なのか。どのような形で課題などを整理・分析し、学校現場にフィードバックさせていくのか、お伺いします。</p> <p>(三) 校則の合理的理由と説明等について</p> <p>先の一般質問で、教育長は「校則を守るうとする態度を身に付ける」と答えていたわけですが、校則を守る前提は、合理的な理由を学校が説明でき、児童生徒が納得することだと考えますが、いかがですか。</p> <p>(意見)</p> <p>認識が一致していると思います。</p> <p>(四) 服装について</p> <p>私ども日本共産党道議団は、道教委を通じて取り寄せた全道の全日制高校191校の校則調査を行いました。そのなかで、制服に関する規定は、177校(92.7%)あり、性別に起因した制服のルールがある高校は176校でした。全員が自由にスカート、スラックスを選択できる高校はありませんでした。「男子」「女子」と記述されているものが多く見られておまして、LGBTQなど「性の多様性」が社会的課題となっている中、制服の廃止やブレザーの色は自由にするなど、性の多様性を尊重し、なおかつ誰もが自分らしく生きられる視点から、見直しが必要ではないかと考えます。</p> <p>(五) 肌着に関する規定について</p> <p>肌着などについて、3校に記述がありました。「柄物、華美な色は着用しない」と記載されていますが、非常に抽象的で主観的な表現です。子どもへのアンケートでは、顔を近づけてチェックされるのが嫌だとか、まして異性の先生に見られたくないという声</p>	<p>(指導担当局長)</p> <p>校則についてであります。昨今の報道等において、校則の内容や校則に基づく指導に関しまして、必要かつ合理的な範囲を逸脱し、生徒のプライバシーや人権の保障にかかわり、不合理な校則があるのではないかと、という指摘も受けておまして、校則については、学校を取り巻く社会環境や生徒の状況が変化するため、各学校は、生徒の実情、保護者の考え方、社会の情勢などを踏まえ、絶えず見直ししていくことが大切と考えております。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長)</p> <p>校則の見直しについてであります。道教委では、令和元年12月に、校則の見直しについて、各道立高校に対し、校則は学校を取り巻く社会環境や生徒の実情などを踏まえ、絶えず積極的に見直すよう通知し、現在、全日制、定時制、通信制の全ての道立高校を対象に、令和元年度から3年度までの間における校則の見直しの状況についての把握を行っております。</p> <p>今後、把握した校則の内容や見直しの観点等について整理し、今後の改善に役立つ考え方や事例を明らかにして各学校に周知するとともに、指導主事の学校訪問等によりまして、学校の実情に応じた対応を指導助言してまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長)</p> <p>校則に関する説明についてであります。校則は学校が教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内において学校運営の責任者である校長の権限により定められるものでありますが、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について、児童生徒、保護者との共通理解を図るようにすることが重要と考えております。</p> <p>(高校教育課長)</p> <p>制服に関する規定であります。各学校においては、誰もが自分らしく学校生活を送ることができるよう、性的マイノリティに配慮した環境をつくるのが大切であります。</p> <p>道教委としましては、制服を各学校が選定するに当たり、身体的な性と自認する性が一致していない生徒などが自由に制服を選択できるようにするなど、各学校において、絶えず見直しが行われるよう指導してまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長)</p> <p>肌着に関する規定についてであります。道立高校では、3校に記載の事例があり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制服の下は、肌着を着用することが望ましい。 ・半袖シャツやポロシャツの下に長袖のインナーを着用するのは禁止する。 	<p>生徒指導・学校安全課 (高校教育課)</p> <p>生徒指導・学校安全課 (高校教育課)</p> <p>生徒指導・学校安全課 (高校教育課)</p> <p>高校教育課 (生徒指導・学校安全課)</p> <p>生徒指導・学校安全課 (高校教育課)</p>		

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>もあります。そこまで校則として規定が必要なのかどうかと考えますが、いかがですか。</p> <p>(意見) 子どもの人権侵害にあたることは、やってはいけないというふうに思います。</p> <p>(六) ツーブロックを禁止の理由等について 頭髪の規程がある学校も179校(93.7%)とほとんどありましたが、ブラック校則の発端となったツーブロック禁止が27校ありました。私は清潔で、個性的で、機能的で、ファッションブルだと考えるわけですけれども、道教委は、ツーブロック禁止には、合理的な理由があって、時代に合った禁止規定だとお考えでしょうか。</p> <p>(意見) 自分に似合う髪型を自分が選ぶということは、非常に重要なことだと思いますので、ツーブロック禁止などの見直しをしっかりとっていただきたいとします。</p> <p>(七) 地毛証明について 地毛証明に関する規定がある高校が8校でありました。道教委の調査によりますと、校則に規定はないものの、地毛証明の提出を求めている学校が42校あるということですが、具体的にどのような内容でしょうか。</p> <p>(意見) これもやり過ぎだと思うんですね。</p> <p>(八) 地毛証明の見直しについて 髪の色っていうのは、人それぞれで、体調や季節、水泳など、環境によって変化をします。黒でなければならぬという規定は、何を根拠にして、何のためなのか。髪型や髪の色は、人格の一部であります。制限は行き過ぎではないでしょうか。</p> <p>(意見) 国際化社会で生きていく子どもたちを育てるわけですから、よくこのところは、考えていただきたいというふうに思います。</p> <p>(九) 服装等に関する見解について 学校の主張として、服装・頭髪の乱れが生活の乱れにつながるとか、恐喝、わいせつ行為などの被害につながるとか、高校の評価を失墜させるものにつながるなどの見解が示されたものがありました。まして、制服のある高校では、ファッションは自由でないと、こう言い切る高校もあるわけですが、逆に、全く関係ないと指導力を発揮する校長先生もいらっしゃいます。道教委は、どのような見解をお持ちでしょうか。</p> <p>(十) 先進的な見直し事例について 三重県教委では、県立高校全てで、髪形や男女交際、下着の色などに関する校則が全廃されましたが、県教委生徒指導課は「時代にそぐわない『過去の遺物』のような校則も残っている。今後も見直しを求めていく」と説明していると報道されました。こうした取組を、どう把握し、どう受け止めてい</p>	<p>・ワイシャツ、ブラウス内にインナーを着用する。ただし柄物、華美な色は着用しない。 というものがありません。 道教委では、今回行っている調査に基づき、学校の状況、規定するに至った経緯等を踏まえまして、必要な対応を行ってまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 髪型に関する規定についてであります。道立学校では、33校に記載の事例があり、 ・髪を立てたりツーブロックなど一部を刈り上げたり、伸ばしたりしない。 ・変則的な刈り上げ等の華美な髪型は認めない。 などがありました。 道教委では、今回行っている調査に基づきまして、学校の状況、規定するに至った経緯等を踏まえまして、必要な対応を行ってまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 頭髪に関する規定についてであります。道立高校では、入学時に、全ての生徒、保護者に対しまして、頭髪に関する指導について、学校の指導方針として頭髪を染色しないことや、パーマ等をしないことなどについて、説明した上で、 ・生徒、保護者に、生徒の頭髪の色や性質について、文書により提出を求めている事例は、12校 ・生徒が、口頭により担任に申し出るなどの方法で対応している事例は、30校 であったところでございます。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 頭髪に関する指導についてであります。頭髪の色は、それぞれ生まれつき異なっており、人それぞれの違いを正しく尊重することが大切と考えております。 道教委では、今回行っている調査に基づきまして、学校の状況、規定するに至った経緯等を踏まえて、必要な対応を行ってまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 服装に関する規定などについてであります。校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされておりますが、一方で、校則に基づく指導を行う場合は、生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に行動することができるよう指導することが重要であり、校則の制定に当たりましては、細かいところまで規制するような内容は、児童生徒の主体的な取組に任せることで足りると考えられることなどを十分に勘案していくことが必要と考えております。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 他県での校則見直しの事例等についてであります。国は本年6月に、校則の見直し等に関する県教育委員会の取組事例を周知しており、道教委といたしましても、国の通知を含めて他県の取組事例を情報収集してきたところでございます。 校則は、社会環境や児童生徒の状況が変化する中、</p>	<p>生徒指導・学校安全課 (高校教育課)</p> <p>生徒指導・学校安全課 (高校教育課)</p> <p>生徒指導・学校安全課 (高校教育課)</p> <p>生徒指導・学校安全課 (高校教育課)</p> <p>生徒指導・学校安全課 (高校教育課)</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>るのか、伺います。</p> <p>(十一) 交際について 男女に関する規定がある高校が65校ありました。男女交際に明朗さや清潔さを求めることが多かったわけですが、これ、校則で決めることがはたして妥当でしょうか。人権や性教育をすすめ、LGBTQ等性の多様性を認め合うなど、時代の要請にこたえていく必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。</p> <p>(十二) 学校外活動の届け出について 学校外活動の届け出についても、少なからずありました。憲法と子どもの権利条約をもとにして生徒自らが判断できる教育指導こそ必要だと考えるんですが、いかがでしょうか。</p> <p>(意見) ただいまの答弁から、ずっと聞いていて、校則改正について、非常に積極的な対応を取ろうとしている道教委の姿勢が伝わってきました。</p> <p>(十三) 校則改正に関するものについて しかし、残念ながら、校則改正に関して、校則の中に規定しているところというのは、1校しかないわけです。他校においては改正記録が残っていても、規定は明文化されていません。どうすれば校則を見直しできるのか、これこそ校則に規定すべきものではないかと考えるんですけど、いかがですか。</p> <p>(意見) 私も話し合いと公表、重要だと思います。</p> <p>(十四) 見直しの環境について 働き方改革が改善されない学校現場は、デジタル化や保護者への対応などで、いっそう多忙となっています。児童生徒、保護者、学校が、子どもたちの人権を尊重して、合意形成を図りながら校則を見直ししていくことのできる職場環境への改善が同時に実現される必要があると考えます。道教委の認識と今後の取組を伺います。</p> <p>(指摘) 進めていく上で、職員増は不可欠だと指摘をしておきます。</p> <p>(十五) 見直しの促進について 校則の運用にあたって、文科省の生徒指導提議で</p>	<p>絶えず見直しを行っていく必要があります、こうした全国のような取組事例は、現在各学校で行っている校則の見直しの取組の参考になるものと考えております。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 男女に関する規定についてであります、各学校が校則を見直すに当たっては、性の多様性に関する理解を深め、生徒一人一人が自分らしく生きることができるよう配慮することが大切と考えております。 道教委では、こうしたことも踏まえまして、各学校に対する指導を行ってまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 活動の届け出についてであります、道立学校の事例としては、 ・旅行、集会、校外団体への参加等は、学校へ届け出で所定の手続をとること ・校外団体に加入し、または活動をとるときは保護者の同意を得て学校の許可を得ること ・送別会、離散会、親睦会など校外での会合は禁止するなどがありました。 校則の制定に当たりましては、生徒の主体性を培う機会になるよう、生徒会などの場を通じて、生徒相互が話し合う機会を設定することや、保護者と協議して、その必要性を検討するなどの取組が大切であり、学校の状況等に応じまして必要な指導を行ってまいります。</p> <p>(指導担当局長) 校則の見直しについてであります、校則については、その内容や必要性について児童生徒、保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要であります。 道教委としては、学校が校則の見直しに取り組むためには、 ・生徒が主体的に話し合う機会を設定すること、 ・保護者の方々の意見を踏まえること、 ・学校ホームページ等を通して、地域住民にも校則を公表し、学校運営協議会等で御意見を伺うことなどの取組が重要と考えておりまして、こうした観点に配慮するよう指導してまいります。</p> <p>(教職員局長) 学校における働き方改革についてでございますが、各学校におきまして、校則の見直しをはじめ、社会情勢等を踏まえた適切な教育活動を展開するためには、自校の課題を明らかにするとともに、目指す方向性を定め、PTAや学校運営協議会等の機会を活用しながら、実態に応じた業務改善を行い、その成果を着実に積み上げていくことが大切であります。 道教委といたしましては、各学校がこうした取組を円滑に進めることができるよう、アクション・プランに基づく働き方改革を着実に推進することが重要と考えておりまして、引き続き、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員を配置するほか、本年度からスクールロイヤーによる法律相談や地域部活動の実践研究を開始するとともに、本庁や教育局の幹部職員による学校経営訪問を行い、取組の進捗状況や課題を把握し、必要な指導・助言や、参考となる先行事例の提供、その後フォローアップを行うなど、きめ細かな対応に努めてまいります。</p> <p>(教育長) 校則の見直しについてであります、校則は、生徒</p>	<p>生徒指導・学校安全課 (高校教育課)</p> <p>生徒指導・学校安全課 (高校教育課)</p> <p>生徒指導・学校安全課 (高校教育課)</p> <p>教職員課</p> <p>生徒指導・学校安全課 (高校教育課)</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>は、社会通念上合理的と認められる範囲において学校裁量が認められているとする一方、児童生徒の内面的自覚を促すとも明記をされております。責任者である学校長の認識をアップデートするとともに、やっぱり道教委もアップデートしたほうがいいと思うんですけど、子どもたちの人権尊重を最も根底に据えて見直しを進めるべきではないでしょうか。</p> <p>また、文科省の例示では、岐阜県では下着の色や校外活動の届け出・許可などをすべて廃止しています。地毛証明など、明らかな人権侵害に該当するものについては、道教委が率先して、改正を促していくべきではないかと考えますが、教育長の見解を伺います。</p> <p>(意見) 時代の転換期になると思いますので、しっかり取り組んでください。</p> <p>二 いじめ防止対策について 今年2月から行方不明となっていた旭川市内の女子中学生が、3月に遺体で発見されました。大変痛ましいことです。亡くなられた生徒のご冥福を心からお祈りいたします。また、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。</p> <p>今年4月、報道内容と、旭川市教委が「把握をしていた事実と内容に相違があった」として、いじめの重大事態に認定し、設置された第三者委員会が、今、独立性をもって、調査を行っております。</p> <p>そこで、道教委が、重大事態に至った経過の中で指導責任を果たしていたのかどうかを検証し、いじめ防止対策の強化に資するため、以下、質問してまいります。</p> <p>(一) 自殺未遂等の認識について 5月11日の文教委員会で、2019年6月に当該生徒が川に入った事案について、道教委は「自殺未遂」と答え、また、「当該生徒へのおいせつ行為の事案も含めて」と答えています。それぞれ、いつ、どのような理由から、そう判断したんですか。</p> <p>(二) いじめの疑い、面談に関する認識について 9月10日の電話報告を受けて、当該生徒への「いじめの疑いがある」と判断したということなんですけれども、その判断の根拠は何でしょうか。</p> <p>翌11日と18日に文書で報告されておりますが、この時点で、すでに関係する保護者と生徒の間で謝罪の場がもたれていました。「校長の認識の違いによって対応が異なったことが課題」と10月3日付けの起案書には書かれております。区切りがっていたとの認識が道教委にあったのか。また、面談に関し、どのような課題があって、その解決のためにどう指導助言したのか、お伺いします。</p> <p>(三) いじめの認識と指導時期と記録について 旭川市教委と在籍学校の校長がいじめ事案だというふうに対応していない、継続している問題だと道教委は認識したということだと思います。道教委は、その後、「速やかに、事故に関する詳細な事実関係を把握するとともに、いじめと認知した場合は、学校での組織的対応、被害を受けた生徒とその保護者の心情に配慮した対応を行うよう」指導助言したと答えていましたけれども、開示請求した起案文書によりますと、報告から3週間以上たった10月3日付けです。「当該児童がいじめでない」と話していても、客観的に見ていじめが疑われる状況にある」、「心身</p>	<p>が健全な学校生活を営み、よりよく成長していくための行動の指針として、校長が定めているものでございますが、教育目的を達成するために、必要かつ合理的な範囲内において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものとなっているかについて、社会環境や生徒の実情などを踏まえまして、絶えず見直しをしていくことが必要であります。</p> <p>また、その内容や必要性について、児童生徒、保護者の皆様との間に共通理解を持つようにするとともに、一人一人の児童生徒が、校則を自分のものとして捉え、主体的・自律的に行動していけるようにすることが重要でございます。</p> <p>道教委といたしましては、現在、各学校での校則の見直しの状況などの把握を行っているところであり、今後、これを踏まえまして、生徒の個性を尊重し、よりよい学校生活を送るための校則の在り方や、常に見直すことができる具体的な観点、校則を地域に公表して、地域とともに生徒の成長を支える体制づくりなどにつきまして各学校に周知をし、それぞれの実情に即した適切な対応が図られるよう指導助言をしております。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 令和元年6月に発生した事故についてであります。令和元年9月10日に、旭川市教育委員会から上川教育局に対し、そうした内容につきまして、電話により報告があったものでございます。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 道教委の指導等についてであります。道教委では、旭川市教委から受けた報告から、当該生徒が他の生徒から与えられた行為により心身の苦痛を感じている可能性があると考え、「いじめの疑い」があると判断し、旭川市教委に対し、事実関係の把握を行うよう指導いたしました。</p> <p>道教委としては、旭川市教委と当該生徒が在籍していた学校が、いじめの疑いがある事案として対応していないこと、事案に関する複数の学校においては、各校長の認識の違いにより対応が異なっていることから旭川市教委に対し、市教委が中心となり一貫した対応をすることなどについて指導助言したところでございます。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 旭川市教委への指導についてであります。道教委では、上川教育局を通じて令和元年9月11日及び18日に旭川市教委から事案についての報告を受け、市教委に対し事実関係の詳細な把握といじめの認知について確認を求めてきましたが、10月10日、「いじめとの判断には至っていない」との回答がありました。</p> <p>そのため、道教委としては、改めて報告内容を整理し、事実関係を踏まえた上で、指導すべき内容を明らかにし、10月28日、上川教育局職員が市教委を訪問した上で、</p> <p>・客観的に見ていじめが疑われる状況であること</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>の苦痛を感じている」ことが考えられると書いてあります。道教委としてはいじめとしての認識をもっていただくことが記載されているわけです。では、実際の指導は、いつ、どのようになされ、その記録はどこにあるのでしょうか。</p> <p>(再質問) いじめの認知に関わって、学校と旭川市教委の認識を転換しなければならない、いじめだと認めるように道教委は指導しなければならない、重要な指導だったわけです。ところが、10月10日、電話で報告を受けたときは、これは記録が残っていますが、それ以外は記録が無いのではないのでしょうか。その後の、この後の指導方針というのはどのレベルで、いつ起案が決定されたんでしょうか。10月3日の起案書のあとですね。起案決定はいつだったのかお示しください。</p> <p>(再々質問) 実際に指導したのは10月28日だと思いますけれども、市教委は道教委が意図した指導助言を受け止めていない、改めて事実確認の精査、いじめの認知を行っていないと旭川市議会で答弁しております。道教委の指導記録はあるのですか。この指導結果への報告を、道教委は求めたのですか。文書で。</p> <p>(再々々質問) 極めて重大な決断の時に文書報告がない、そんなことでいいのですか。このいじめ案件を道教委は軽んじていたのではないのですか。これが十分な対応だったと言えるのですか。</p> <p>(指摘) 私は道教委がいじめと認識して対応していることを非常に評価しているんです。しかし、それを現場と意見が違っている、認知状況が違っている。それを転換するために指導助言する、行政指導するのが道教委の役目ではないのですか。それをきちんと記録して、検証できないということは本当に残念でなりませんし、そんなことは絶対にあってはならないことと考えます。後でそのことはどうするか考えまされども。</p> <p>(四) 欠</p> <p>(五) 性被害を伴ういじめの対応について 道のいじめ防止条例、基本方針でも、性被害を伴ういじめについて対応が明記をされておられません。この子の心の一番の痛みになっているところなんです。これに対して、性被害について、今後どう対応していくのか、お伺いします。</p> <p>(六) 指導の経過について いじめと認知されていれば、この子に対してもそういう指導があったのだと思います。本当に残念です。それで、年明けの2020年1月16日の旭川市教委との協議については記録があります。この報告から「いじめの疑い」から「いじめ」という記載に道教委への報告が変わっています。どのような理由でいつ「いじめ」と判断したのですか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、いじめの疑いがあると考え、対応すること ・市教委が中心となって、今後の対応策を検討すること ・被害生徒と保護者の心情に配慮した対応をすることを口頭で指導いたしました。 <p>なお、上川教育局からは市教委に指導助言した旨の報告を口頭で受けているところでございます。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 指導事項をまとめた文書の決定日についてですが、当該の決裁には、決定日が記載されておりませんが、上川教育局に文書を送付したのが令和元年10月24日であり、それ以前に決定したと考えているところでございます。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 指導後の報告についてですが、道教委としては、教育局に対し、旭川市教委への指導事項を事前に文書で示し、上川教育局はその文書をもとに旭川市教委を指導したものであり、「文書に基づいて指導した」ことを口頭で確認できたため、改めて文書による報告を求めているところでございます。</p> <p>(指導担当局長) 指導後の報告の方法についてでございますが、教育局において、「指導済み」と記載した記録は残してはいたものの、本庁では、指導状況について改めて文書による報告は求めておりませんでした。今後は、こうした指導の状況についても記録する必要があるものと考えています。</p> <p>(学校教育監) 性被害を伴ういじめへの対応についてでございますが、いじめは、被害を受けた生徒の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、決してあってはならないものであります。</p> <p>特に、性被害を伴ういじめ事案につきましては、被害を受けた生徒は、心身に深い傷を受けており、自ら被害について話そうとしない場合もありますが、被害を受けている生徒を守るためには、学校だけではなく、臨床心理士や警察などの専門家の方々の協力も得て対応することが重要と考えておりまして、道教委といたしましては、引き続き校内のいじめ対策組織はもとより、外部の専門家の方々と密接に連携して、各学校において適切な対応が図られるよう、指導してまいります。</p> <p>(生徒指導・学校安全課長) 指導の経過についてでございますが、道教委では、当該事案に関し、情報を整理した上で、改めて事実を確認することとし、旭川市教委に確認を求めたところでございます。なお、担当者が記録を作成した際、いじめと考えられる確認事項を明らかにする観点から、疑いという文言を外し、「いじめ」と記載しているものでございます。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>(七) いじめとしての対応について いじめという認識に至っているわけです。道教委は。その後、2021年の行方不明まで道教委が市教委に指導助言した記録がないわけですが、市教委にいじめとしての対応を求めたのですか。</p> <p>(八) 対応に関する認識について 1月20日付けの記録に「*対応が遅い!」と手書きで記載されています。これはどのようなことに対する、どこの認識でしょうか。「昨年度の事案を踏まえ、指導状況・本人の状況云々」と手書きがあります。重大ないじめだと、認識していたのか、併せて伺います。</p> <p>(再質問) 道教委はいじめと認識して、さらに対応が遅いという認識をもっていたわけですか。ところが、4月の報告書をもって終わりにして、1年間放置をせず、令和3年2月13日に行方不明の報告を受けるまで、ほったらかしになっていたんじゃないですか。</p> <p>(意見) 指導しっぱなしで報告を受けていません。その後フォローされていません。先ほど、教育長は積極的認知、早期の対応がいじめ問題では重要だとお答えになっていたんですけれども、今の例から見てもそうはなっていないんですよ。</p> <p>(九) 第三者委員会による検証等今後の対応について いじめを受けていると思われるときは、当該児童生徒を徹底して守り通すのが、いじめ防止条例の趣旨であり、いじめがあると考えながら、ふさわしい対応をしなかったのは、この条例の趣旨にも反し、道教委の不作為と言わざるを得ません。今年4月26日、文科省からもいじめにつながる兆候があったのか、なかったのか不明と指摘をされているわけですか。 私は、亡くなる1年前にいじめとして、本当に道教委が本気になってですね、対応していれば、亡くなることにはつながらなかったのではないかと、残念でなりません。 教育長、道教委の対応について、第三者委員会を立ち上げ、しっかりと検証し、道教委の対応についてもきちんと検証して、二度と繰り返すことがないように、今後に生かすべきだと考えるのですが、どう対応されますか。</p>	<p>(生徒指導・学校安全課長) 道教委の対応についてであります。道教委としては、本事案については、令和元年9月、10月、令和2年1月と継続して、本事案に関する事実確認といじめの疑いがある事案としての対応について、旭川市教委に指導してきましたが、市教委からは、いじめの認知には至っていないという判断が示されたことから、市教委に対し、当該生徒の転校先の学校の協力も得て状況把握と丁寧な対応を引き続き行うよう指導したところでございます。</p> <p>(指導担当局長) 対応に関する認識についてであります。御質問のメモ書きは、令和2年1月16日に、本事案について、教育局が旭川市教育委員会に対して指導した件の報告書に手書きで記載したものでありまして、これまでの対応が遅いとの感想が記載されたものであります。 その後、市教委から、令和3年2月13日に当該生徒の家出事案について報告があり、道教委としては、当該生徒は令和元年6月の事案で被害を受けていた可能性があることを踏まえた対応が必要であることから、市教委に対し、転校先の学校における生徒の状況や学校での指導状況について把握し、取りまとめて報告するよう求めたところでございます。</p> <p>(指導担当局長) 道教委の対応についてであります。市教委に対し、当該生徒の転校先の学校の協力も得て、状況把握と丁寧な対応を引き続き行うよう、指導したところでございます。</p> <p>(教育長) いじめ防止対策に関しまして、今後の対応についてでございます。いじめは、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす深刻な問題であることを教育委員会・学校が共に認識するとともに、いじめの芽を決して見逃さず早期に解決する取組を徹底し、いじめの被害を受け、苦しむ子どもたちを守ることが何よりも重要と考えております。 旭川市の事案について、早期の解決が図られず、いじめ重大事態となったことにつきましては、道教委として極めて重く受け止めております。 今後、本案件をはじめとするいじめ事案等への道教委の対応の在り方について、外部専門的な観点から必要な改善等の御意見等をいただきながら、市町村や学校が適切にいじめ事案に対処できるよう、引き続き指導助言に努めてまいります。</p>	<p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p> <p>生徒指導・学校安全課</p>